



9月・10月の予定



9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12 ①	13	14	15	16	17	18
19 敬老の日	20	21 サロン セミナー	22 秋分の日	23	24	25
26	27	28	29	30 ②		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 体育の日	11 ③	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21 サロン セミナー	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31 ④						

《9月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(8月分)の納付期限
(10日が休日のため、12日まで)
- ②社会保険料、児童手当拠出金(8月分)の納付期限
(30日まで)
- ※1)7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人
の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

その他

- ・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が所轄年金事務所(または健保組合)から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知するとともに、給料からの徴収に備え、被保険者保険料台帳や賃金台帳に移記しておきましょう。

《10月》

- ③源泉徴収税額、特別徴収税額(9月分)の納付期限
(10日が休日のため、祝日明けの11日まで)
- ④社会保険料、児童手当拠出金(9月分)の納付期限
(31日まで)
- ※2)8月決算法人の確定申告と納税、2月決算法人
の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)
- ※3)個人住民税普通徴収 納付期限(第3期)

イベント紹介



平成28年8月20日(土)
大阪北区倫理法人会700回記念で講話をさせていただき、
111名の出席がありました。

じょうの
税理士上能は
いつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さ
い。社員一同お待ちしております。